平成２６年度

重点施策の概要

１．ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します　１６ページ

２．ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します　２３ページ

３．資源やエネルギーを地域内で上手に使います　２８ページ

４．ニセコならではの環境と調和した農業をつくります　２９ページ

５．商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します　３１ページ

６．環境や地域文化を生かした観光を進めます　３２ページ

７．町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます　３４ページ

８．健康寿命を延ばして人生を楽しみます　３９ページ

９．顔が見える相互扶助の地域社会をつくります　４３ページ

10．災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります　４５ページ

11．住民みんながまちを考え、活動します　４７ページ

１．ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します

土地利用

（１）準都市計画区域の景観の保全

平成２１年３月、ニセコアンヌプリ・モイワ山麓地域において、ニセコ準都市計画を指定しました。また、同年７月には、「景観地区」及び建物等の用途を制限する「特定用途制限地域」を定めました。

この新たなルールの運用に際しては、窓口での説明、広報及びパンフレット・町のホームページ等で周知を行い、町民をはじめみなさんに広く周知し、わかり易い対応に努めています。

平成２６年度は、開発行為１件･建築物等１５件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているか指導・審査を行っています。

（２）土地利用対策事業

土地利用計画法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用など、総合的かつ計画的な国土利用を図ることを目的に、１万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。平成２６年度は１５件です。

自然環境

（１）環境モデル都市の選定に伴うアクションプランの策定

２０５０年度までに１９９０年度比でＣＯ２の８６％削減を目標とする本町において、その具体的な手法を環境モデル都市アクションにまとめました（平成２６年度～５年間）。この目標達成には行政のみならず、観光業など民生業務部門を中心とする全町的な取り組みが不可欠です。民間のみなさんにご協力いただくためには、ＣＯ２削減の取り組みが企業のコスト削減やイメージ向上などの付加価値につながることが重要であり、これ念頭に、下記の取り組みを重点に位置づけました。

〔５年間の重点的な取り組み〕

①観光分野での省エネ・再エネ利用促進
②家庭での草の根的な取り組み促進
③交通分野の低炭素化
④エネルギー転換（再生可能エネルギーによる事業化など）

環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことで、ニセコ町は平成２５年１０月に事業提案を行い、平成２６年３月に内閣官房地域活性課統合事務局より選定を受けました。

（２）環境基本計画の推進

環境基本計画・地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市アクションプラン推進のため、観光業を中心とする民間企業１４社に対し、ＣＯ２削減等環境配慮に関するヒヤリングを実施し、平成２７年度以降の補助制度活用のための足がかりとしました。

また、平成２６年度は環境基本計画に基づき、環境教育の一環として、小学生を対象とした水生昆虫観察会を２回開催しています。

第２次環境基本計画は、平成２４年度から１２年間の計画で、第１次と同じく「水環境のまちニセコ」をテーマとし、９つのプロジェクトを掲げています。
①水資源と地下水の保全、②水辺の環境、③生態系の保護保全、④水質の保全、河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり、⑤森林環境の保全・育成、⑥環境と調和した安全・安心な農産物の生産、⑦自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減、⑧省資源・省エネルギーの取り組み、⑨ごみの分別と資源化

（３）水資源の保全

ニセコ町地下水保全条例に基づき、例年、井戸設置者から水の使用量についての報告を求めています（くみ上げポンプ吐出し口８平方センチ以上の施設を有する場合）。

平成２６年度は新幹線昆布トンネル（桂台工区）のトンネル掘削に伴う地下水くみ上げ案件があり、協議の後、許可しています。

〔許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量〕

年度	件数	くみ上げ量	稼動日数（延べ）	備考
２４年度	８	２５８，２８０㎥	３，３１７日	件数は全て法人
２５年度	８	２９２，７７２㎥	３，４８９日	〃
２６年度	９	３１８，３５３㎥	４，１８４日	〃

（４）環境自治体会議実行委員会

平成２６年５月２２日（木）から２４日（土）の３日間の日程で、ニセコ町を会場に第２２回環境自治体会議ニセコ会議を開催しました（町内ボランティアを含め延べ８５０人が参加）。会議の主な内容は全国の環境政策に積極的に取り組んでいる自治体等を中心に全国から参加者が集まり基調講演やパネルディスカッション、分科会、フィールドワーク、交流会等を行ないました。このニセコ会議は実行委員会組織で運営するため、実行委員会を４回開催したほか商工会等を中心としたおもてなし部会、ニセコリゾート観光協会による受け入れ部会を随時開催し準備を行いました。

（５）生態系の保護・保全活動

絶滅危惧種に指定されている「イトウ」の保護活動を進めるオビラメの会との協議により、宇有島のカシュンベツ川に「イトウ」の親魚を育成・採卵する施設を設置すべく検討を進めました。平成２７年度に実施する予定で作業を進めています。

生活環境

（１）簡易水道事業

①水道事業の運営

町水道は、簡易水道１地区、専用水道１地区、飲用水供給施設２地区として、安心・安全で安定的な水道水の供給を行っており、その普及率は９５．１％です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、清潔で安全な水道水を確保するため実施する水質検査や施設の円滑な維持管理を図るための運転・改修などの維持管理費、水道管の布設や水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

また、有収率の向上を目的とした漏水調査の実施により、経営の改善を図っています。

②水道施設の維持管理事業

町内に敷設されている水道管及び浄水場などの水道施設を職員で維持管理していましたが職員の退職もあり、災害時の対応力向上、より専門的な維持管理を目指すため民間企業の委託化へ向けての準備作業を実施しました。

冬季の浄水場維持管理では道路が除雪されていないため施設まで歩いて行かなければなりません。このため施設の緊急故障などに早く対応できるようスノーモービルを購入しています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害などニセコ町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険へ加入しています。

③施設維持補修事業

宮田地区（小花井地区）の、ろ過池及び配水池で老朽化した仕切弁の取替え工事を実施しました。ニセコ地区では配水地屋外地中にある滅菌機注入の維持管理を容易にできるよう改修工事を実施しています。

④量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた８年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取替が必要となります。

本年度の取替は平成１８年度に設置した量水器が対象となり、２２３台の取替工事を実施しています。

⑤飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための施設（井戸）を整備する場合、事業費の３分の１以内（上限５０万円）を町が補助しています。平成２６年度は申込がありませんでした。

（２）公共下水道事業

①下水道事業の運営

ニセコの下水道は、整備予定区域の９４．８％の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は９５．３％となっています。

平成２６年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員

の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

②下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約６３０㎥（プール約２．１杯分）にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、畜ふんや生ごみと共に堆肥化されています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が安全で正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の長寿命化を図っています。また、６月には処理棟にある電気設備が壊れ、緊急修理を行いました。

下水道管路の維持管理については管内の清掃やマンホール周辺の傷んだ舗装の補修をしています。

③下水道施設長寿命化計画策定及び耐震診断調査（下水道管理センター）

ニセコ町の下水道管理センターは供用開始後１４年が経過し、今後電気機器及び機械設備が老朽化により更新の時期を向かえます。町では計画的な更新を行なうため長寿命化計画を策定しています。また、下水処理場では耐震診断の調査を実施しています。

④農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用の一部を蘭越町に支払う負担金の運営経費や施設の維持管理費、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。

（３）浄化槽整備事業

町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を進めています。

平成２６年度は、５人槽９基、７人槽３基の合計１２基について、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

（４）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加しています。

処理量動向　　（平成２６年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
１９７．１３ｋ㎡	１，４８７ｔ	２，５３７ｔ	４，０２４ｔ
（前年対比）	（１００．８％）	（１０５．４％）	（１０３．７％）

（５）ごみ収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全１７区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知していきます。

ごみ類の収集動向　　（平成２６年度）

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	７１２ｔ	１２０ｔ	４４１ｔ	３８６ｔ	１０ｔ	１，６６９ｔ
前年対比	１０３．３％	１０２．６％	１００．０％	９９．０％	６６．７％	１０１．０％
リサイクル率	５３．５％（前年度５０．３％）					

（６）廃棄物広域処理事業

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、近隣町村と共同で処理を行っています。

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓７町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成２７年３月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者に委託しています。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、倶知安町を除く６町村で共同運営し、蘭越町にある破砕処理施設で破砕処理を行っています。

（７）資源物リサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う（財）日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

なお、役場裏に資源ごみ保管庫を設置し（１２月３１日～１月５日を除く）資源ごみの受入を行っていますが、資源ごみ以外に「粗大ごみ」や「燃やさないごみ」が出されており、ルールが守られていないごみの量が増えています。

（８）一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成２１年６月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破砕処理により、埋立て量の減量化が図られ、今後５年ほどの供用年数の延長を見込んでいます。

また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により今後は焼却灰の埋立が無くなります。

一般廃棄物最終処分場の運用実績

年度	焼却灰	破砕不燃物	計	備　考
平成２６年度	１２１ｔ	１０８ｔ	２２９ｔ	埋立容量　３，４４０㎥
累計量	１，１０３ｔ	１，０２７ｔ	２，１３０ｔ	残余容量　１，３４０㎥

（９）廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

（１０）不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。なお、「不法投棄」、「野焼き」とも警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

（１１）環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、５月と１０月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力により実施しました。

なお、１０月の秋のクリーン作戦は、雨天のため中止となりました。

（１２）衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスのペンキの塗り替えなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

（１３）食品衛生事業

町では、倶知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

平成２６年度の「食中毒警報」は、６月３日から８月１３日の間に１２回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

（１４）動物の愛護と畜犬対策

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（６月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間三期の野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

なお、犬の放し飼いや、猫を含む糞の始末など飼い主のマナーの悪さが問題となっており、啓発・指導回数は増えています。

犬の登録数

平成２５年度末	新規(+)	転入(+)	転出(−)	死亡(−)	平成２６年度末
４１３頭	１４頭	７頭	２頭	３８頭	３９４頭

（１５）火葬場の維持管理、機能向上

火葬場は昭和６１年建設以来２９年が経過していますが、火葬設備や屋根塗装の改修、周辺整備や霊台車の更新など、設備の定期点検に基づく適切な使用に努めるとともに計画的な営繕により維持管理しています。

平成２５年度に地下水調査を実施し、除鉄により使用可能な水源が確保できたため、平成２６年度は施設の増改築を含めた機能向上改修工事に係る基本設計を実施しました。今後は、具体的な実施設計を進めます。

なお、火葬業務は引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

火葬場の使用状況

年度	使用回数	（うち町外者）	月平均使用回数
平成２６年度	４１回	（４回）	３．４回
平成２５年度	５７回	（９回）	４．８回

（１６）墓地の維持管理

中央墓地及び５ヶ所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。

また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成２０年度に新規造成した中央墓地の５３区画については、２６年度末現在で残り２４区画となっています。

農林業

(1) 林業の振興

森林組合と連携しながら、伐採跡地や荒廃林などの民有林を対象として「未来につなぐ森づくり推進事業」を継続し、支援しました。また、民有林の除間伐を促進する町独自の除間伐奨励事業を実施しています。

町有林の整備は、豊かな自然環境の保全や水源涵養等の本来の森林機能を維持することと将来の財産形成を目的としています。平成２６年度は、町有林内の森林の保育・育林事業として除伐１６．４８ｈａのほか、作業道の支障木の伐採や草刈を実施しました。

２．ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します

生活基盤

（１）地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町における光ファイバー網施設（高速通信網）は、町が所有し、通信事業者に貸付けてサービス提供を行っています（ＩＲＵ契約）。初期整備（平成１６年）を行った川北・アンヌプリ・東山地区については、整備から１０年が経過し、過疎地での通信網整備という初期目的を達成したものと考えています。このため当該施設の移譲を民間事業者と検討してきました。当該地区については平成２７年９月頃に結論を出す予定です。

また、上記エリアは、契約件数も多く、本町施設では新たな加入が難しい状況にあり、民間事業者に対しエリアの拡大を要望し、平成２７年秋頃を目途に課題が解決される見込みとなりました。

ニセコ町では、ほぼ全町的に高速通信環境が整備されています。町道改良等に伴う電柱移設などに応じた光ファイバー網の維持管理は、平成２６年度も引き続き行いました。

（２）ＩＣＴ街づくり推進事業について

ニセコ町におけるＩＣＴを活用した街づくりの推進、将来的な情報化を進めるため、総務省平成２６年度「Ｇ空間社会実証プロジェクト事業」にエントリーするも不採択となりました。ＩＣＴの活用は観光業を始めとする本町産業の活性化及び住民生活に欠かせない社会インフラとなるため、今後も導入に向けた検討を継続します。

（３）コミュニティＦＭ事業

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し、補助金による継続支援を行いました。また、放送のクォリティー向上のため、平成２６年度は聴取率調査を行いました。

〔防災ラジオの配布（貸出）状況（平成２７年６月３１日現在）〕

一般世帯	１，６９８台	配布率７８．４％
事 業 所	１７７台	配布率９７．３％
合　　計	１，８７５台	配布率７９．９％

〔聴取率調査〕

調査実施日：平成２６年７月５日から同年７月１８日
調査対象者：防災ラジオ貸与世帯（１０代から７０代)、
無作為抽出：２００サンプル
聴取率　　：６４．５％

コミュニティＦＭについて

平成２０年１２月の「そよかぜ通信」廃止以来、行政情報の新たな伝達手段を検討してきましたが、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティＦＭ「ラジオニセコ」を平成２４年３月３１日に開局しました。ラジオ局開設にあたっては、放送局の開設準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が運営しています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

（４）にこっとＢＵＳ(デマンドバス)の運行補助

平成２６年度も無事故、安全運行でした。
早朝、８月、冬期間の混雑、早朝の予約電話の混雑など、各種の課題は検討中です。

にこっとＢＵＳ乗車実績　　（４月～３月まで）

年度	乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
平成２５年度	１６，３４７	１９，７９３	５４
平成２６年度	１６，４６４	２０，１０１	５５

（５）生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとＢＵＳ（デマンドバス）の運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ１路線（福井線）のみとしています。両町の路線距離に応じ、路線を運行しているニセコバス（株）に国の基準に準拠して両町からバス路線維持費補助金を支出しています。

（６）北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

①北海道新幹線

新幹線のトンネル掘削にかかるニセコ町内工事（鉄道運輸機構）は、ある程度順調に進捗している模様です。

トンネル残土の候補地については、鉄道運輸機構と協力し選定作業を進め、最初の候補地が選定されました。以後、順次候補地選定作業を進めます。

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で、北海道新幹線並行在来線対策協議会、後志ブロック会議も設置されており、今後とも並行在来線の存続を求めて情報収集や意見交換等を含め、沿線各自治体連携のもと協議検討を進めます。

平成２４年　６月	北海道新幹線新函館北斗－札幌間の整備新幹線着工認可
平成２４年１１月	事業概要説明。以降、測量やボーリング調査等を実施。
平成２５年１２月	昆布トンネル（桂台工区）工事発注
平成２６年１２月	〃　着工
平成２７年　２月	昆布トンネル（宮田工区）工事発注
平成４２年	開業予定

②北海道横断自動車道

平成２３年５月に北海道横断自動車道（黒松内～余市）の計画段階評価が試行中です。同年１２月には、社会資本整備審議会道路分科会北海道地方小委員会において、２段階方式で着工する整備方針(余市－倶知安間を先行整備する案)が了承されています。

平成２６年３月、同小委員会により、地域における道路の位置付けや役割を確認した上で事業実施環境（都市計画、環境影響評価等）が整っている箇所のうち、各事業の事業効果や緊急性、予算の状況等を踏まえ、国道５号の倶知安余市道路（共和～余市）が新規事業箇所として採択され、平成２７年度も測量設計が進められています。

なお、ニセコ町にあっては、今回採択箇所以降の共和～黒松内間の早期整備について、国道５号の現道活用によるスムーズな運行を可能にするため、拡幅や路盤の整備などを要望しています。今後も精力的に情報収集等に努め、早期着工へむけて取り組みを進めます。

（７）定住促進用地整備事業

住宅不足解消と定住促進のため、字元町に民間資金活用集合住宅を建設するための用地２区画を造成しました。

このうち、１区画に１棟８戸の民間集合住宅を誘致しました。なお、残り１区画についても平成２７年度に１棟４戸の集合住宅が建設、供用開始されます。

（８）道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

・町道整備状況（平成２６年度末現在）：１８４路線　実延長１７６．２ｋｍ
うち改良済み：１１４．４ｋｍ（改良率６４．９％）
うち舗装済み：１０８．２ｋｍ（舗装率６１．４％）

①道道の整備

現在、北海道において道道ニセコ停車場線の歩道整備事業を進めています。

これまでに実施測量設計、用地確定測量、支障物件調査を終え、個別の物件補償の交渉を進めています。平成２７年度は綺羅街道交差点から賢照寺前までの区間２６０ｍを工事します。今後も北海道と協力しながら事業を進めます。

②町道の整備

国の交付金事業により町道羊蹄近藤連絡線の歩道整備事業に着手しており、平成２６年度は、共栄橋を過ぎたところから国道５号線に向かって２４５ｍの歩道整備工事を実施しました。また、町道中学校東通整備事業の道路改良工事や町道真狩旧道線道路改良工事を実施しています。

その他、突発的な補修工事や小規模な道路附帯工事など平成２６年度も安全な道路交通網の整備を進めるとともに道路施設の長寿命化を目指し、道路付帯施設の補修や改修に努めています。

③道路維持管理事業

町道の維持管理については、舗装の補修（パッチング）１，５３３．８㎡と砂利道の流亡に効果のあるＲ材の敷き均し７，２３７㎡を業務委託で実施しました。また、センターライン１２，３９５ｍ・サイドライン８４０ｍの引き直しのほか、民間業者委託により砂利道の路盤整正や砂利敷き均し、道路側溝の泥上げ、市街地の町道や林道等の路肩草刈りを実施しました。

また、農村部の町道の草刈りを、各地区の推進会事業で実施しておりましたが、砂利道や一車線道路を除いて町が実施しています。

（９）河川・公園の維持管理

河川は主に町内普通河川について適時パトロールを実施しながら随時管理対応し、公園等は民間業者委託により、農村公園（ちびっこ広場）、曽我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行いました。また、町内公園の遊具やベンチなどは必要に応じて修繕を実施しています。

（１０）ヘリポートの維持管理

ヘリポートの維持管理については、航空法等に基づき適正に行うとともに施設の町寿命化のため場周柵の破損部分について補修工事を行いました。平成２６年度の離着陸利用は、３５回で、内２３回は視察調査による利用でした。

（１１）公営住宅の整備

ニセコ町では、平成１６年度に策定した「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」を基に、平成２１年度に「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」を策定しましたが、５年に１度の計画を見直すことから、平成２６年度「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画見直し策定委託業務」を実施しました。この計画に基づき、老朽化した既存公営住宅の計画的な再生事業の実施と適切な維持管理を目指します。

平成２６年度は、西富団地１号棟（1 棟２戸)、本通Ｂ団地４号棟（１棟３戸)、中央団地４号棟（１棟８戸）の改善工事を実施しました。

町営住宅種別管理戸数　　（平成２６年度末現在）

種　別	区　分（戸数）	合　計
公営住宅	本通Ａ団地（６５)、本通Ｂ団地（１１)、有島団地（２０)、西富団地（８)、富士見団地（３６)、新有島団地（３２)、中央団地（４８)、望羊団地（７２)、綺羅団地（２０）	３１２戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地（２８)、本通Ａ団地（１２）	４０戸
その他	コーポ有島（４８）	４８戸
合　　計		４００戸

（１２）公営住宅の維持管理

町営住宅の入居者が、できるだけ快適かつ安全に生活できるよう、また、建物の老朽化を未然に防止するために必要な修繕・点検を行いました。過去３年間の平均修繕費は、年間約６８１万円となっています。

公営住宅修繕実績　　（平成２６年度）

部位別		団地別	
区分	割合	区分	割合
１ 床・壁類	２６％	１ コーポ有島	２１％
２ 給水・排水等	２０％	２ 望羊団地	１６％
３ 建具	９％	３ 本通Ａ団地	１３％
４ 照明等	６％	４ 中央団地	１０％

※その他の団地修繕割合：５ 綺羅団地１０％、６ 新有島団地９％、７ のぞみ団地９％、
８ 西富団地７％、９ 本通Ｂ団地２％、10 富士見団地２％、
11 有島団地１％

（１３）公営住宅改修工事

平成２６年度公営住宅の中規模程度の改修工事として、本通Ａ団地１０号棟屋根軒天修繕工事、中央団地５・６号棟屋根塗装工事、本通Ａ団地５号棟から９号棟の雪止め柵取付け工事、本通Ａ団地のロスナイ改修工事などを実施しました。

（１４）住宅における耐震促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定しています。この計画に基づき目標の平成２７年度までに耐震化率９割（公共施設及び民間住宅）を目指し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

（１５）除雪対策事業

町道の除排雪は、平成２６年度も民間事業者へ全面委託して実施しました。また、生活道路除雪費補助として、２２団体に道路の除雪費の一部を補助しました。このほか、高齢者６世帯の私道３６０ｍの除雪を行っています。

- 平成２６年度除雪延長：町道　　１１７．６ｋｍ
（町道除雪実施率６６．７％）
：公共施設等　　９．０ｋｍ

（１６）中央倉庫群再活用整備事業

ニセコ駅前の倉庫群を対象に、新たな交流・コミュニティの拠点とし、町内外の観光や交流の拠点となるように、平成２３年度は、基本設計の策定、平成２４年度は、倉庫群の劣化・耐震性調査及び再活用準備支援設計の策定、平成２５年度は、土地の購入及び旧澱粉工場及び１号倉庫の実施設計を策定、平成２６年度は広場の実施設計を策定しました。平成２７年度以降に工事に着手します。

３．資源やエネルギーを地域内で上手に使います

エネルギー

（１）マイクロ水力発電機の貸し出しについて

町保有のマイクロ水力発電機５台について、９月から一般向け機器の貸出し制度を整備し、町内の個人２件に貸出しを行いました。

（２）ニセコ駅前温泉綺羅乃湯への木質バイオマス導入を見合わせ

平成２５年度に木質バイオマスボイラー導入可能性調査（ＦＳ調査）を行いましたが、原料調達、原料単価等、調査内容を総合的に勘案し、綺羅乃湯への木質バイオマスボイラー導入を見合わせました。

綺羅乃湯への再生可能エネルギー導入や省エネは、木質バイオマスボイラー等に限らず、今後も検討して参ります。

（３）住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図ります。平成２６年度は１件の補助実績となりました。

４．ニセコならではの環境と調和した農業をつくります

農林業

（1）農業委員会委員の活動

平成２６年度における総会は１１回開催し、農地法等の法令業務である農地の権利移動についての許認可や農地転用等の業務、農業振興に関する業務である農地の利用調整等の業務や農業委員会法改正に向けた意見の公表、諮問答申等の審議を行ないました。

平成２１年度に行われた農地法の改正により、農地利用状況調査が義務化されるなどより地域の実態に則した農地の管理が引続き求められています。

農業委員会では、農政課と連携を図り、農地の現状把握を行い、農地法の適正な運営に努めており、耕作放棄地の解消、優良農地の確保などの取組みを進めています。また、農地法第４条及び第５条の権限委譲と事務委任による農地転用事務の適正な執行、農業委員会業務の「見える化」についても活動計画の策定やその点検と評価を行い、農地管理を徹底しています。農地中間管理事業の開始や農地台帳の法制化に伴う農地状況の公開を進め、農地フル活用へ向けた取り組みを行ってきました。

さらに、農地の有効利用と農家経済の活性化のため、平成２５年度には農地賃借料の一部を助成する「ニセコ町農地流動化促進事業」が開始され、引続き農村環境保全に努めています。

持続性ある地域の発展には地域の担い手確保が重要であるため、農業や商工業従事者などの花嫁対策についても引続き取り組んでいます。

（2）国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業の計画策定を推進してきました。

平成２６年１０月、４年間の地区調査を経て、ニセコ地区として１０年間で１，４９０ｈａの区画整理事業の計画が確定し、いよいよ事業がスタートしました。事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、必要な対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地災害復旧についても、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路等改修事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

（3）環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践に重点的に取り組むため、老朽化の進んだ施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES！clean など有機資源を用いた認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取組みを支援しています。本年度も、町内の９割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として１０アール２，１００円の補助に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、６０キロ１９５円の補助を実施しました。

また、環境保全に根差した農業の確立のため、新たに２戸の農業者が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

（４）収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。昨年度に引続き、経営体育成支援事業 （融資主体型補助事業）の実施など、農業者の規模拡大や六次産業化の推進、経営の効率化など、農業者の経営に支援する取組みを推進しました。

水田では高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安心・安全ブランド「とっておき米」やニセコ産の酒造好適米を使った「蔵人衆」の販売促進を図るなど、産地確立と売れる米のブランド化を引続き推進しました。

経営所得安定対策の実施については、地域農業再生協議会を交付金の申請事務や支払手続の窓口とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯、そば等に対する補填を行いました。

（５）多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業(旧農地・水保全管理支払交付金事業)」を継続し、地域住民を交えた町内８地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し地域活動の取組みを支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

（６）地域ぐるみで担い手の確保

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する新規就農資金制度や青年等就農給付金の適正な給付、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めました。

（７）畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引続き良好な畜産環境の維持に努めました。また、町営集約草地と堆肥センターの維持管理を行いました。

酪農経営における労力負担の軽減や機械・施設投資の抑制など経営の安定化を図るため、平成２４年度から４年計画で推進している草地畜産基盤整備事業を引続き推進しています。農業生産法人合同会社フロンティアニセコの構成農家の草地整備を支援するとともに町営牧野の草地更新を進めています。

５．商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します

農林業

（１）農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

ニセコ町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。平成２６年度も、ＪＡ水稲生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、新たな好適酒米「北雫」による試験醸造をニ世古酒造、後志農業改良普及センターと連携して推進しました。

さらに、農業者の六次産業化を推進するため、１件の六次産業化支援補助を行うなど、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。

商工業

（１）商工業振興

地域産業の指導的役割を担うニセコ町商工会が実施する事業や、ニセコ綺羅カード会が実施するポイントカード（綺羅カード）の普及拡大事業に対し助成を行い、町内消費額の拡大などを図ることで商工業の活性化に取り組みました。

また、中小企業の経営安定のため、金融機関や北海道信用保証協会と連携して中小企業特別融資事業を実施しました。今後は創業や事業継承が増えるものと予想され、融資事業との連携が必要となることから、制度の再検討が必要と考えています。

（２）創業や事業継承の支援

ニセコ町商工会が実施する地域資源活用ビジネス人材養成事業を支援し、地域内での起業が促進されるよう取り組みました。

また、町内で起業したり、新たな事業に取り組んだりする事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業者等サポート事業を商工

会と連携して実施し、事業所を増やすことで地域経済の活性化を図りました。

（３）雇用・労働支援

国の政策である「緊急雇用創出推進事業」を活用し、失業者対策を行うと同時にニセコブランドの産品開発を行うことで地域産業の育成に取り組みました。

また、地元在住の勤労者に対しては、生活の安定及び向上を目的とした勤労者福利厚生資金融資事業を実施しました。

６．環境や地域文化を生かした観光を進めます

観光

（１）国内観光客の誘致

海外からの観光客が増加し、国内外から注目されるニセコエリアですが、同時に国内からの観光客も増加しています。これからも持続して多くの観光客に来訪してもらえるよう、ニセコ町の魅力を伝える観光パンフレットや地域マップなどを作成することで、観光客の利便性を高めると共に地域ＰＲに努めました。

また、観光協会や関係団体等と連携して、地域内でおもてなし行動や各地で観光プロモーションを実施しました。

（２）外国人観光客の誘致

ニセコへは特定の国だけではなく、世界の各地から観光客が訪れています。それは特定の国に偏らない情報提供が功を奏しています。国ごとに異なる志向に合わせた観光資料やニュースレターをＣＩＲ（国際交流員）と協力して作成し、旅行代理店関係者などに定期的に送付しました。

また、ソーシャルネットワーキングサービスなどを活用した「口コミ」情報を発信するとともに、海外メディアの取材等に対応することで、さまざまな形でニセコの魅力を海外に伝えることができました。

（３）ニセコ町観光魅力アップ事業

民間事業者の活力・発案を生かし、新たな観光資源の創出や魅力向上が図られると認められる事業について補助を行い、その実現を支援しました。

（４）観光誘客のための活動

宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花の植栽する地域活動を支援しました。また、宿泊施設や温泉施設で借りることができる無料貸し自転車グリーンバイクの取り組みを支援しました。

この他、シンボルキャラクター「ニッキー」「アニッキー」を活用し、観光客のみなさんのおもてなしを進めました。

（５）観光振興活動の支援

地域内で開催される「ニセコフェスティバル」や「アイアンマンジャパン北海道」「全日本ラリー選手権」などの各種イベントの開催や運営に対して支援を行いました。また、東京ニセコ会と連携して東京都で開催される北海道産直フェアに出展し、地域の魅力発信を行いました。

（６）ＭＩＣＥの誘致

観光需要は多様化しており、会議や研修旅行などのＭＩＣＥ（マイス）に取り組むことで、入込客の拡大と平準化に取り組みました。なお、ＭＩＣＥの実施形態は開催者の要望が多様であり、ニセコ町のみでは対応できないことから札幌市や倶知安町と連携して推進しました。

（７）観光審議会・戦略会議の開催

観光審議会は、観光施策を円滑に進めるため町長の附属機関として設置しています。

観光戦略会議は、機動的に観光政策を実現していくため経済関係者や公募委員により構成されています。平成２６年度には８回開催され、観光振興計画を実現する具体的な施策を検討しました。

（８）広域観光の取組

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の３町による「ニセコ観光圏」が国から認定を受け、民間事業者も加わって広域による観光振興に取り組みました。今後５年間、計画に基づき観光ブランドを確立するための事業を展開します。

また、倶知安町と連携して進めている「ニセコ観光局」についても、諸課題についての整理等を行いました。

（９）観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。

雪山の安全対策は重要な施策であり、今後も関係機関と連携し持続して取り組んでいきます。

（10）観光施設の運営管理

町内には道の駅ニセコビュープラザや五色温泉インフォメーションセンター、温泉施設など多くの観光施設があります。たくさんの観光客が安心して利用できるよう適切な管理に努めました。

また、綺羅乃湯については、長年の使用により痛んできている箇所を補修し、利用者が安心して使えるよう対処するとともに、施設機能の強化案の検討を行いました。

（11）観光案内所の運営

ニセコを訪れた人たちがニセコを満喫していただけるよう、道の駅ニセコビュープラザとＪＲニセコ駅に観光案内所を設置し、きめ細やかな観光情報を提供しています。

（12）観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、成瀬瞭さん（元ホテル日航アンヌプリ社長）、林家木久扇さん（落語家）のほか、東京ニセコ会役員１３名が観光大使として活躍しています。この他に、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流を促進するため、東京ニセコ会の活動の支援を行いました。

７．町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます

学校教育

（１）教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

教育委員会では、町の教育振興政策の基本方向を定め、概ね１０年間に渡る長期的な施策の柱を設けたニセコ町教育振興基本計画を平成２５年度から進めています。この計画は「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方向として、９つの目標と前期５年間で取り組む３６の施策により構成されています。

平成２６年度は、平成２５年度の各施策の取組内容や目標指標の達成状況を整理、評価しながら、単年度の目標を定めこれをもとに計画２年目として各施策の実施に取り組みました。また、この進行管理においては、教育委員の学校訪問による現況把握や外部評価の実施などを通じ、教育委員会として実効性のある取組を進めており、今後もこれに努めます。

（２）小学校・中学校

学校は、生涯学習の基礎を培う役割を担うことから、積極的に家庭や地域に開かれることを目指し、保護者や地域住民の期待に応える学校として、自主・自律のもと自校の教育方針や教育計画・活動状況などの情報提供に努めました。また、それぞれの教育課程が確かに実践された証としての学校評価を実施し、評価結果の活用とＰＤＣＡサイクルの確立を図り、学校運営の改善を図ってきました。あわせて、幼児センターから高校まで学校共通の取組として、学校評価ガイドラインに基づき、平成２６年度は８項目の共通重点目標を設定した共通評価を実施しました。このほか、地域住民の学校経営への参加の仕組として、学校評議員制度の運営にも努めています。

こうした学校環境を整えつつ、子ども一人ひとりが学ぶ意欲を高め、「確かな学力」

「豊かな心」「健やかな体」を一体とする「生きる力」と「知・徳・体」を総合的に育むための施策に総合的に取り組みました。

「確かな学力」では、国が行う全国学力・学習状況調査に参加し、課題の検証を行いながら学校改善に取り組むとともに、チーム・ティーチングや習熟度別指導などの具体的な学力向上策に取り組みました。また、国語力の向上のため、学校図書室の活用により朝読書や読み聞かせの活動を進めるとともに、「あそぶっく」の協力を得て学校図書室支援員を配置し、学校図書室の改善や選書の充実などに取り組みました。「豊かな心」では、道徳教育などの教育活動と学校、家庭及び地域での体験活動のほか、修学旅行並びに見学研修旅行先にて伝統文化や芸術などの鑑賞機会を設けました。「健やかな体」では、望ましい生活習慣リズムのさらなる定着を図りながら、体力・運動能力の向上に取り組みました。

特色ある教育の推進においては、小・中学校に外国語指導講師を配置し、小学校の外国語活動や中学校の英語指導の充実を図るとともに、異文化理解や国際性の育成に努めています。また、学校ＩＣＴ機器の運用とこれを活用した授業にも努めています。複式教育では、他校との集合学習や交流学習などにより、一人ひとりが個性を伸ばす主体的な教育の推進を図りました。さらに、特別支援教育では、小・中学校に特別支援学級を設置しながら、町単独の予算措置による特別支援講師を４名配置し、指導の充実に努めました。また、教育委員会の附属機関としてニセコ町教育支援委員会を発足させ、増加する特別支援教育ニーズに応えるとともに、学校間や関係機関との連携による取組を進めました。

（３）ニセコ高校

ニセコ高校では、町立高等学校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。この中では、札幌国際大学との高大連携事業を推進するなど、新たな地域産業人を創造する教育課程に基づき、きめ細かな指導に努めています。

農業科学コースでは、春の苗販売や農産品の販売会などを通じ、学校と地域の交流を積極的に行いました。さらに、特色ある品種の栽培、加工、販売について、関係者と連携した研究活動なども行いました。

観光リゾートコースでは、接遇サービスなど町内の教育力を積極的に活用した外部講師による実習や産業現場実習など通じ、即戦力を磨いています。また、マレーシアＹＴＬホテルズとの連携協定に基づき、４年生１名のマレーシアでの長期研修派遣やＹＴＬホテルスクール生徒との交流などに取り組みました。

国際理解教育の推進では、外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置し、日常の英語指導を行いました。また、見学旅行の訪問先を引き続きマレーシアとし、ＹＴＬホテルスクールの生徒との交流体験や観光学習を深めました。こうした特色ある学校の取組について、活動報告会の開催やラジオニセコでの広報などにより、町民のみなさんに広くその成果をお伝えすることに努めています。

放課後の部活動においては、全国高等学校定時制通信制体育大会にバレーボール、

バトミントン、卓球の各部が全国大会に出場し、バドミントン女子団体及び卓球女子団体が全国優勝、卓球女子個人１名が全国準優勝をそれぞれ飾る大変優秀な成績を収めました。また、農業クラブでは、日本学校農業クラブ全国大会の農業鑑定競技に１名が出場するなど、日頃の学習成果を発揮しています。

このように特色ある教育環境により、ニセコ高校で育てた生徒を社会に送り出す進路実現においても、高い進路決定率を維持しています。

（４）その他の学校教育事業

学校教育の成果は、日々児童生徒に接し、人格形成に大きな影響を与える教職員の資質・能力によるところが大きく、教職員の意識改革と指導力の向上、指導方法と指導体制の創意工夫が求められます。そのため、教職員の校内研修を計画的に推進するとともに、自らの資質向上を図るために自校の研修・研究成果の公開や授業公開を進めるなど、開かれた研修の実施に取り組みました。この中で特に、平成２５年度から校長会による町内教職員研修事業を進めており、平成２６年度は９件の独自研修を行った結果、述べ１２名の研修派遣（道内外）、５０名の集合研修参加（町内実施）がありました。

学校運営に支障をきたさないよう、国の補助事業などを活用した教材備品類の整備配置や学校行事で使用するバスの借上を行ったほか、児童生徒の健康診断や就学援助制度の適切な運用、教職員住宅の維持管理なども行っています。また、児童生徒の安全管理に特に配慮しながら、スクールバスの運行にも努めました。

このほか、子どもたちが社会参加を通じて地域社会の一員として成長していくことを促すため、小中学生を対象に子ども議会の事業を実施し、その成果を「子ども議会便り」により町民のみなさんにお知らせしています。また、雪崩やオペラの学習など、外部講師によるキャリア教育にも取り組んでいます。

児童生徒の安全確保については、教職員も含めた交通安全運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、「子ども１１０番の家」の協力を得た防犯模擬訓練、町の原子力防災訓練への参加などに取り組みました。このほか、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の対処の方針をまとめたニセコ町いじめ防止基本方針を策定するとともに、スクールカウンセラーの配置による学校における教育相談への支援にも努めました。

（５）学校施設の整備

学校施設の維持管理、整備として、ニセコ高校屋内体育館の耐震診断や寄宿舎トイレの環境機能向上工事、ニセコ中学校教室欄間設置工事、ニセコ小学校敷地内通路階段の修繕工事などの営繕を実施しました。また、教職員住宅の住環境整備のため、既設住宅の修繕工事を実施し適切な維持管理に努めています。

（６）学校給食の充実

おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努めている給食センターでは、小学校から高等学校までの児童、生徒、教員等に対し約９８，６００食

（１日当り約５００食）の給食を提供しました。

使用する食材については衛生管理や安全確保はもとより、地場産の食材の積極的な活用を図ってきました。昨年からは、地元農家の協力により冬場にキャベツや小松菜の越冬野菜が安定的に使用できるようになり、更に昨年度は、町名改正５０周年を記念して、地元の給食食材を多く使用した特別献立も実施しました。

安心した給食の提供を積極的に行うため、特定地域の産地食材を極力避けた食材の仕入れに努め、放射能安全性にも留意し、安心した給食の提供を積極的に行いました。

また、栄養教諭による児童・生徒への栄養指導や「食育」に関する啓発に努め、望ましい食習慣を身につけ、食への関心を高めるよう努めるとともに、アレルギー児童に対し学校との連携を密にした対応をとりました。

平成２１年に新築したことを機会にドライシステム（床面乾燥方式）化された調理場は、衛生的であり、調理器具の電化による作業の効率化と安全性の向上、維持コストの軽減が図られていますが、永く効率的に給食を提供できるよう、施設や調理場の機器の点検を定期的に行い、更新、修理などの維持管理に努めました。昨年度は、調理作業員の安全を考慮した給食調理機械「マイコンスライサー」の更新を図りました。

今後も文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、より安全で安心、衛生的な給食の提供に配慮します。

社会教育

（１）青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的、自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。平成２６年度は第５期ニセコ町社会教育中期計画（平成２２～２６年度・最終年）並びに執行方針に基づき、社会教育事業を展開しました。

推進体制では、専門職である社会教育主事を配置し、生涯学習の指導体制の強化をはかりながら、各種事業を展開しました。

家庭教育では、親子のふれあいや学習機会の場として、各小中学校下において家庭教育学級、親子スポーツ教室の開催、子育てサークルへの支援の他、ＰＴＡ連合会への支援など親と子の繋がりを深める家庭の教育力向上に努めました。

少年教育では、地域性を生かしながら豊かな心とたくましい身体をもった青少年の育成に取り組み、滋賀県高島市を訪問する「少年洋上セミナー」を実施し、ニセコ町では得ることのできない体験や学習を深めました。また、鹿児島県薩摩川内市からも小中学生２５人の受入れを行い、ニセコ町児童との交流を行いました。

この他、青少年への芸術（音楽）鑑賞機会の提供、北海道が主催する中学生・高校生の研修事業への参加奨励を行っています。また、ニセコ高校生海外留学研修派遣事業は、ニセコライオンズクラブ、ニセコ町建設業協会との共催によりオーストラリアへ語学研修を目的に１人を派遣しました。

さらに、放課後の子どもたちの居場所づくりとして、放課後子ども教室を継続して実施しているほか、小学生を対象とした英会話教室を実施しました。また、学校・家

庭・地域が一体となって学校を支援し、子どもを育む体制づくりを行う学校支援地域本部事業に取り組んでいます。

成人・高齢者教育については、女性学級、高齢者学級（寿大学）、成人学級を実施し、多様な学習機会の提供や地域住民の生きがいづくりを進めました。また、マキノ・ニセコ交流会への支援により民間交流を勧めています。

読書活動については、ＮＰＯ法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、講演会など年間を通じてさまざまなイベントや行事を展開しています。これらの事業は利用者からの評価も高く、町民の集う交流施設として町民のみなさんに浸透しています。

さらには、「ニセコ町子どもの読書活動推進計画」に基づき読書習慣、読書環境の整備をしました。また、平成２４年度から行っている蘭越町、真狩村と３町村での広域による子どもの読書推進「ぶっくんプロジェクト」は最終年となりましたが、今後も連携していく予定です。

（２）芸術文化活動を支援する

芸術文化では、豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努めました。芸術鑑賞機会の提供として、有島記念館事業を中心に昨年に引き続き「野瀬栄進ジャズピアノコンサート」「能登谷安紀子ヴァイオリンリサイタル」などの事業を行いました。そのほか、有島記念館の入館者を増やす取り組みとして、有島武郎講座による「朗読と音楽の調べ」や「第１５回宮山登山会」等のイベントや講演会、企画展の充実を進めました。

例年実施している有島武郎少年公募絵画展は、第２６回を迎え３３０点の応募の中１０２点の入賞・入選作品を選出し、１１月２日に表彰式を行いました。

有島記念館事業は、有島文学の普及・発信の拠点としての展示・普及事業のほか、研究事業を継続して行います。

また、町内児童生徒が習字・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒作品展を文化まつりと同一日程で開催しました。

さらに、町民一人ひとりが自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会、文化まつりへの支援などを積極的に行い、文化協会主催の文化まつりの開催や、「バレエとギターのデュオコンサート」の開催や、体験教室など多くの町民の方に芸術に触れる機会を設けています。

スポーツ

（１）気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティ活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

各種スポーツ大会は、前年度の反省をもとに各チームの意見やスポーツ推進委員の意見を反映しながら実施しました。また、各種スポーツ教室は、内容を検討し、「早朝

歩こう会」など多くの町民が参加できるように努めました。

さらに、少年団を対象にコンサドーレサッカー教室を開催したほか、北海道日本ハムファイターズとの連携のもと、大人や小中学生を対象とした野球教室や子育て中の女性を対象としたダンス教室をそれぞれ開催しました。

体育施設の整備については、ニセコ町プール建設基本構想を策定しました。具体的に検討を進めるにあたっては広く町民に公開し、さらに意見を聞きながら体育施設の整備を進めていきます。

体育協会は、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となり活動を行っています。

ニセコマラソン大会は、マラソンフェステバル実行委員会が町の補助金を受け、スポーツ振興とニセコ町を広く道内外にＰＲする活動として、９月２１日に１，１９５人の参加のもと開催する事ができました。

８．健康寿命を延ばして人生を楽しみます

健康・医療

（1）健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくり対策の充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めました。

① 成人の各種健康診査

３０歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。

対象者の１３～２６％が受診され、がん検診では精密検査結果からがんの早期発見者がおり、早期治療につなげることができました。

昨年度に引き続き、がん検診推進事業として、子宮がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券、大腸がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。

各クーポン券利用者は子宮がん検診９．１％、乳がん検診２１．６％、大腸がん検診１１．３％でしたが、各検診の受診率は例年同様に留まっています。

② 乳幼児の健康診査

乳児・１歳６か月・３歳児など成長の節目となる時期の健康診査を実施し、対象児のうち７９％～８３％の乳幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは訪問支援や相談を行い、子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。

むし歯予防対策では歯科検診・フッ素塗布事業を年間２回、幼児センターではむし歯予防教室を４回実施し、継続した検診とブラッシング指導を行いました。

また、フッ化物洗口に於ける予防は、幼児センターにおいて年中児、年長児を対象に７１人中１６人が実施しました。

ニセコ町の１歳６か月児のむし歯罹患率（虫歯をもっている割合）は０％（後志３．８％)、３歳児は７．４％（後志３０．５％）とむし歯の無い子が多い状況を維持しています。

③ 妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査は一人当たりの助成回数を１４回に、妊婦健康診査に伴う超音波検査は６回助成しております。妊婦１人平均９．３回の助成券利用があり、妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

④ 健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりが大変重要なことから、健康運動教室を開催し、参加者が運動の楽しさや継続効果を実感された内容で開催しました。昨年度より参加数は増加しており、アンケートや体力テストで運動実施による効果がみられています。

また、遠隔健康相談を社会福祉協議会への補助事業として継続実施し、参加者の血圧が下がる、運動歩数が上がるなど健康管理の効果が上がっています。

地区巡回健康教室は１８地区７８人の参加を得て開催し、地区内の交流と健康意識の向上を図りました。

⑤ こどもの予防接種

予防接種法の改正で水痘ワクチンが定期予防接種に導入されたため、保護者の方への案内を行なってきました。乳幼児期の各予防接種は対象児の６５％～１００％が終了しています。

季節性インフルエンザ対策では、１９歳未満の方に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。対象児の５１．９％が予防接種を受けています。

⑥ 大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策では、１９歳～６４歳の非課税世帯対象の方と６５歳以上の高齢者の方を対象に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。６５歳以上の方の接種率は、３３．５％となっています。

予防接種法の改正で高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に導入されたため、費用の一部助成を行いました。接種率は３２．５％でした。

⑦ 健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会や保健委員会を各１回開催し、健康づくり施策の現状やあり方について意見交換を行うなど、関係機関や地域の方々と一緒に推進する機運を高めてきました。

⑧ 保健医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などの助成をし、救急医療や在宅ケアの充実を図ることができました。

⑨ エキノコックス感染防止対策

本年度も町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの

餌）散布によるエキノコックス駆除事業を実施しました。平成２０年度調査時点での感染率３３．６％が、平成２６年度調査では感染率が０％まで下がり大きな成果が出ています。

（２）国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成２１年から後志広域連合での広域行政として運営していますが、窓口業務、保険税賦課徴収事務、特定健診事務等は町の事務となっています。

特定健診については、１日簡易ドックの受診者と合わせ２７２人が受診し、そのうち１３人に保健指導を行っています。

後志広域連合の過年度分賦金の精算により約１，１００万円が町へ還付されました。また、保険税の収入が増えたことから、一般会計から任意繰入れを行わず、６００万円を基金に積み立てしました。なお、基金の残りはおよそ９５０万円となっています。

国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区　　分	実　　績	対前年比
被保険者数	１，６２４人	３３人減
保険医療給付費		
給付件数	１８，３７２件	１９７件減
給付金額	３億５，４７７万円	１，２５４万円減
１人当たりの年間医療費	２１万円	１万円減
高額医療費	５，６０１万円	２７６万円減
整体や鍼灸などの療養費	１９３万円	６９万円減

（３）後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、平成２０年から北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となって制度を運営しています。医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約５割は税金で、約４割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約１割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合うしくみとなっています。

医療制度では２年ごとに保険料率を決定することになっており、平成２６年度の保険料率は、均等割４６，３２５円（４７，７０９円）、所得割１０．５２％（平成２５年度１０．６１％）となっています。

平成２６年度の決算状況は、広域連合への負担金４，８８７万円、事務経費４８万円、保険料の還付金９万円となり、会計の歳出額は４，９４４万円となりました。

（４）医療に対する各種給付事業

子どもの健康増進と子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を平成２２年度から中学生まで引き上げています。平成２６年度に支払った医療費は８，２９４件、前年対比５２万円減の１，１８７万円となりました。

また、北海道医療給付事業により実施している重度心身障がい者医療給付事業につ

いては、前年対比３５万円減の１，１１０万円となり、ひとり親家庭医療給付事業については前年対比１６万円減の６７万円となりました。

未熟児養育医療給付事業は、平成２５年度から北海道から委譲された事業です。

平成２６年度については、１件の該当があり前年対比８万円増の１６万円の医療給付を行いました。

高齢者福祉

（１）高齢者の福祉

平成２４年度を始期とする第５期高齢者福祉計画に基づき、高齢者がそれぞれのライフスタイルに応じて、元気で安心して暮らすことができるよう、自らの選択により介護サービスや福祉サービスが利用できる環境づくりと心がかよう高齢者福祉の推進に努めました。

高齢者の生活支援として、生きがい活動支援通所事業（デイサービス通所）、住宅改修の上乗せ助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、私道除雪サービス、福祉灯油の助成、綺羅乃湯入館料の助成、老人福祉施設入所費扶助、高齢者住宅前通路除雪費扶助を行うとともに、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、敬老会の開催、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給を行うなど高齢者福祉の充実に努めました。

また、地域福祉の活動拠点である社会福祉協議会への委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するため、除雪派遣サービスや配食サービス、軽度生活支援（ホームヘルプサービス）事業を行いました。

なお、認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るため、介護スタッフのケアを受けて少人数で共同生活を行う高齢者グループホームについては、施設の建設費や開設準備に係る整備事業経費、運営経費についてニセコ福祉会へ補助し、平成２６年７月に１ユニットが開設されました。平成２７年４月には２ユニット目が開所されることから、安定的な運営が行われるよう支援していきます。

本年第５期高齢者保健福祉計画が最終年となることから、社会福祉委員会議で協議を行い、「第６期高齢者保健福祉計画」を作成しました。

（２）介護保険事業

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防教室（貯筋教室）や高齢者向け健康教室、家族介護教室の開催、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、介護予防の充実に努めました。

介護保険事業は平成２１年度から後志広域連合が保険者となり事業を行っています。

平成２６年度の決算額は、在宅、施設サービスなどの介護給付費３億４，１０８万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費１，０３８万円、介護認定審査会経費２３６万円、事務費等を合わせて後志広域連合へ支払った負担金は５，３３９万円となっています。

９．顔が見える相互扶助の地域社会をつくります

高齢者福祉

（１）国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

ニセコ町における国民年金保険料の平成２６年度の収納率は、７３．２％で前年度より１．５ポイント増加しました。

・国民年金１号被保険者該当年間被保険者数：８０６人（前年度８０１人）

児童福祉

（１）幼児センター「きらっと」の運営

就学前の子どもたちが健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、保育・幼児教育の総合的かつ的確な提供と幼児一人ひとりの自立に向けた指導に努め、家庭・地域との連携を図りました。

平成２６年度においても保育業務の資質向上のため、管内の園での公開保育研修の実施や各種研修会へ積極的に参加し、研修会後は内容を共有し保育の充実を図りました。また、町内の関係者に保育を公開するなど学校評価を踏まえたセンター運営を進めました。

支援を要する幼児へは、補助教諭の適切な人員配置及び関係機関との連携を図りながらより良い特別支援の推進に努めました。合わせて、幼児の成長や発達の連続性を確立するため、小学校との連携も深めました。

子育て支援センター「おひさま」は、地域の子育て支援の拠点となり、安心して子育てできる環境を整えるため、子育て相談や各種講座など親子での交流を図る事業を積極的に実施し、子育ての理解を深めたり、リフレッシュする場を提供したりしているほか、一時預かり保育及び休日保育事業の実施など子育て中の保護者への支援に努めました。

また、近年の子どもの増加や保護者からのニーズに対応し、より幼稚園、保育所、子育て支援の環境充実を図っていくため、幼児センターの増設・機能強化にむけた基本設計も行いました。平成２８年度の工事着手にむけ、実施設計・敷地造成等を進めていきます。

（２）母と子の子育て教室・相談事業

すこやかな成長と子育ての学習や交流を目的に育児セミナーを開催し、保護者の子育て不安の解消に努めました。また、乳幼児健康相談では、発育の相談や専門機関への紹介、幼児センターや子育て支援センター、発達支援センター（倶知安）と連携し

ながら保護者とともに乳幼児のよりよい発達支援を行なうことができました。

（３）児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉については、平成２２年度に策定した次世代育成支援対策行動計画に基づき、安心して子育てできる環境づくりに努めました。

また、子ども・子育て支援法に基づく新たな子育て支援制度においては、平成２６年度に実施したニーズ調査により作成された基礎資料をもとに子ども子育て会議で協議を行い、平成２７年度から計画的に給付・事業を実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を作成しました。

赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡すブックスタートは、事業創設時から「あそぶっくの会」のみなさんにご協力をいただき、実施しています。

仕事などで保育に専念できない家庭にかわり、小学校１年生から３年生までの児童を保育する学童保育事業を行い、安全面等を確保しつつ児童福祉の充実を図りました。

近年の児童数の増加に伴い、既存の施設では手狭であること、今後小学校の余裕教室が利用できなくなることから、現在教育委員会で実施している放課後子ども教室と一体となって運営するための新施設「（仮称）ニセコ町学童クラブ」の建設に向けた基本設計を行い、平成２８年度開所に向けた実施設計、建設工事を進めていきます。

ひとり親福祉対策としては、低所得世帯に対する福祉灯油の助成を継続して実施しました。

障がい者福祉

（１）障がい者福祉の充実

平成２５年４月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）並びに平成２４年度を始期とする第２次ニセコ町障がい者計画・第３期障がい者福祉計画に基づき、「障がいのある人の人権が尊重され、自分らしく自立して暮らせる共生のまちニセコ」を基本理念として、障がい者自らがサービスを選択利用する居宅生活支援（ホームヘルプサービス、デイサービス、施設短期入所、グループホーム）、施設訓練支援（知的障害者更生・授産施設入所、身体障害者療護施設入所）や身体障害者（児童）補装具の給付、重度身体障害者日常生活用具の給付を行いました。

障がい者への福祉事業として、精神障害者共同作業所通所費、重度障害者タクシー料金扶助、じん臓機能障害者通院費、心身障害児の療育施設通園費に対する費用の一部助成を行うほか、障がい者及び介護者に対し綺羅乃湯入館料の一部助成を行い障がい者の立場に立った支援体制の充実を図りました。また、知的障がい者福祉の充実を図るため地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成や福祉団体である身体障害者福祉協会に対して助成を行いました。

本年第３期障がい者保健福祉計画が最終年となることから、自立支援協議会で協議を行い、「第４期障がい者保健福祉計画」を作成しました。

10．災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

防災・防犯

（１）交通安全運動の推進

各関係団体・組織との連携を図りつつ、交通危険箇所への交通安全旗設置、交通安全教室の開催、チャイルドシート無償貸出事業、交通安全街頭啓発などの安全対策と啓発活動に努めました。

日常の防犯や交通安全など安全で安心な生活の環境づくりとして、自治会との連携のもとニセコ町街路灯整備計画に基づいて、街路灯の維持管理と計画的な設置整備を図りました。

①交通安全関係

・ニセコ町交通安全推進委員会：交通安全啓発活動、黄色い羽根募金運動等
・ニセコ町交通安全協会：交通安全啓発活動、事業所訪問、交通安全ポスターコンクール等
・ニセコ町交通安全指導員会：各期（６期）交通安全街頭啓発、パトライト作戦、セーフテイコール啓発等
・チャイルドシート貸付事業：（貸出実績）計７台

②街路灯の維持管理

・街路灯の設置及び維持管理：町管理：３８５基、自治会等管理：２７１基、計　６５６基
・街路灯設置・撤去工事：設置８基（町設置１基、自治会設置７基）・撤去３基（町管理）
・ＬＥＤ防犯灯設置工事　１５６基　２０，５２０，０００円（町・自治会分）

（２）原子力防災への取組み

①地域防災計画（原子力防災計画編）の実効性を高めるための取り組み

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、国の「原子力災害対策指針」に基づき、ニセコ町防災会議・原子力専門委員会での討議を経て策定しました、「地域防災計画（原子力防災計画編・退避等措置計画）」について、北海道並びに関係市町村との連携を一層強めて、本計画の実効性を高めるための協議・検討を進めています。

②北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びにニセコ町を含む後志管内１３町村が実施主体となり、平成２４年度から引き続き３回目の北海道原子力防災訓練を１０月２４日（金）に実施しました。

ニセコ町では、ニセコ福祉会、ニセコ生活の家、ニセコ医院、日本赤十字奉仕団ニセコ支部、ラジオニセコ他関係機関等の協力を受け、通信連絡訓練、炊き出し訓練、災害対策本部設置訓練、職員派遣訓練、放射線モニタリング訓練、避難所開設訓練、圏外避難訓練（幼児センターの一部）、屋内退避訓練（各学校・幼児センタ

ー)、住民広報訓練など、役場・消防５４人、社会福祉施設・医療機関・学校等８０３人が参加しました。

今後も、より多くの町民の参加を得て、実践的な訓練内容の工夫に努めます。

（３）防災力の強化と防災資機材の充実

平成２６年４月の機構改革により、防災係を新設し、係長１人（情報管理係長兼務）を配置しました。

庁内職員が連携して、自然災害対策並びに原子力防災対策に備えました。

また、平成２２年度から防災資機材の整備充実を進めていますが、平成２６年度は、非常用発電機２台、折りたたみ式応急給水器具セット２台、圧縮パック式毛布２００枚及び備蓄食糧などを購入して災害時に備えることにしたほか、北海道から原子力防災資機材として、別表の資機材の寄託及び無償貸与を受けました。

この他、原子力防災訓練、防災ラジオ起動訓練等災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を町公式ホームページ及び広報「ニセコ」でお伝えしています。

測定数値は平常レベルで推移しています。

・北海道から寄託及び無償貸与を受けた原子力防災資機材　　（平成２６年度分）

資機材名	役場用	消　防 支署用	合計
防災対策用車両（ミニバン・福祉仕様）	１		１
シンチレーションサイベイメータ	２		２
ＧＭサーベイメータ	１		１
警報付ポケット線量計	２３		２３
防護マスクフィルタ（2 個１包）	２７		２７
防護マスクフィルタ（補充分）	４		４
防護服（補充分）	６		６

（４）消防力の強化

羊蹄山麓消防組合では、消防体制の充実並びに職員個々の能力向上を図るため、消防本部、支署における広域的な人事異動を実施しています。

今年度は、消防救急無線の完全デジタル化事業に継続して取り組むとともに、救急救命士運用開始に伴う救命訓練・救命資器材等の購入等、高規格運用の準備を進めています。

（５）消費者行政の推進

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどについて、消費者から

の相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」は、専門の相談員を配置し、構成町村に在住する住民の相談を受けています。この相談窓口は、ニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の７町村により共同で運営されています。共同運営を開始して５年目となりますが、今では地域にとってなくてはならない大切な窓口になっています。

11．住民みんながまちを考え、活動します

住民自治

（１）情報公開、個人情報保護

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するとともに、個人情報が適切に保護されるよう必要な対応を進めました。その状況は、各条例の運用状況として６月に開催される町議会定例会において報告するとともに、広報「ニセコ」で町民のみなさんへお知らせしています。

（２）広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として、工夫、改善しながら取り組みを進めています。

①広報誌、予算説明書

広報「ニセコ」、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、情報共有の大きな柱として発行を続けています。

②ニセコそよかぜメール

町では、携帯電話などを利用したお知らせ配信サービス（ニセコそよかぜメール）による情報伝達を行っています。

③まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、平成２６年度は、まちづくり町民講座を７回開催しました。移住政策、エキノコックス対策、町の財政状況などについての講座を開催し、町民のみなさんと議論しました。

まちづくり懇談会については、町内１１会場で開催し、延べ２００人の参加をいただき１０８件の意見や要望を受けました。このほか、こんにちは町長室やおばんです町長室を開催しています。

④ニセコ町ホームページ

町の情報伝達手段の一つとして町ではホームページを作成してきました。内容の充実や見易さ、町の情報をさらに充実するため、平成２３年２月よりリニューアルしました。引続き、内容充実や見やすいホームページづくりを推進していきます。

（３）まちづくり活動

①まちづくり委員会

「まちづくり委員会」は、地域づくり活動に対する補助制度(まちづくりサポート事業)の審査及びふるさとづくり基金の使途協議を通じ、まちづくりに取り組む町民への支援策を考えていく場となっています。同時に、まちづくりに関わるさまざまな課題や主な事業の方向性などを自由に検討する場として機能しています。

また、小中学生による「子どもまちづくり委員会」は、教育委員会が取り組む「子ども議会」と共に、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。平成２６年度は、実施しておりません。

②ふるさとづくり寄付

平成１６年にふるさとづくり寄付制度（１口５千円で指定５分野に寄付いただく仕組み）が始まってから９年が経過しました。平成２６年度末時点で３，１４１口、１５，７０５，０００円の寄付をいただいています。

また、平成１９年度からは、お寄せいただいた寄付の具体的な使い道を検討し、これまで「環境の保全及び維持、再生に関する事業」の分野において、曽我公園・桜ヶ丘公園植栽事業の実施、「有島武郎に関する資料収集及び有島記念館特別展開催事業」の分野において、有島武郎農場解放記念文を記した掛軸を保存するためのレプリカの作成、有島武郎自筆原稿、著作集（署名入り）、有島武郎宛書簡・葉書、自筆の書幅、自筆書簡の購入に活用しました。

なお、平成２２年度からは、従来の寄付手続きに加え、クレジットカード納付による寄付手続きを導入し、寄付者に対する利便性の向上を図ることにより、ふるさとづくり寄付の推進に努めています。

（４）住民主体による花や木の植栽活動

平成２６年度は、ＮＰＯ法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民により実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」にそれぞれ補助を行いました。

（５）ニセコ町総合計画の推進

第５次総合計画では、ニセコ町が進むべき道筋をビジョンとしてまちづくりの方向性を示し、町民目線から見た計画推進を行っています。

来年度（平成２７年度）は、総合計画の第１次見直し年度となります。

総合計画は、その地域の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想で、町の将来を決める重要な計画です。平成２４年４月から『環境創造都市ニセコ』を基本理念とした第５次ニセコ町総合計画をスタートさせています。

（６）北海道日本ハムファイターズとの包括連携協定の取組み

平成２５年５月、ニセコ町は北海道日本ハムファイターズと包括連携協定を締結し、

スポーツ、観光、食と観光の３分野の取組みを進めることとしています。協定期間は平成２７年度までの３年間です。

平成２６年度は、女性の健康教室、スポーツセミナー、野球教室、ニセコマラソンにファイターズ縁日出店、ファイターズカップスキー大会を開催しました。

（７）地方分権改革への対応

国と地方の関係を見直す地域分権改革が進められています。今後も地方分権改革に関する情報には今後も、注意深く対応し、必要に応じ住民への情報公開に心がけます。

（８）広域行政の検討

平成１９年４月からスタートした広域連合については、そのメリットである経費節減効果を少しでも早く発現できるよう期待されます。

なお、電算システムの構築が整ったことにより、平成２１年４月から国民健康保険事務及び介護保険事務がスタートしています。

平成２６年度　後志広域連合決算見込　　**（単位：万円）**

	共通経費	滞納整理事務	国民健康保険事務	介護保険事務	合　計
広域連合全体	５８，８０７	１６，５４０	２，９２９，０６２	９９２，４９９	３，９９６，９０８
ニセコ町負担	４，０１９	９８１	２２５，６７２	５４，１３２	２８４，８０４

※広域連合全体は平成２６年度決算額、ニセコ町負担は平成２６年度末予算額にて記載。

（９）交流事業

大学生インターンシップ（２名、２校)、ニセコ中学校職場体験、倶知安高校生現場実習の受け入れ、全国の議会や行政関係者、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）海外自治体職員等による視察受け入れ対応などを行いました。

（１０）国際交流事業

一般財団法人自治体国際化協会の国際交流員招致事業を通じて、韓国と中国、スイス、イギリスから計４名の交流員の受け入れを行い、町民との交流や町の国際交流の推進を図るほか、居住外国人や観光客に対応できるように体制を強化しています。

（１１）議会議員の活動

平成２６年度における議会の開催は、定例会４回、臨時会４回となりました。条例の改正や制定、予算審議、各種陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行ないました。

行政は多くの業務課題を解決するため日々奮闘していることを理解しつつも、今後の財政状況を見据えながら、将来負担も勘案しつつ、なお慎重な検討が必要とのことで話し合われています。

総務常任委員会、産業建設常任委員会がそれぞれ所管する事務について調査を行う

「所管事務調査」を実施しています。議会が議決した本年度の予算がどのように執行されているのか、中長期的視点をふまえた行政課題は何かなど、担当課長等と意見交換をし、共通認識を持つことができました。

また、本年度も町民と議会の距離を縮める場として「議会報告・町民との意見交換会」を開催しました。提案されたさまざまな意見に少しでも応えられるよう課題解決に取り組んでいきます。

（１２）議会だよりの発行

本会議や委員会での審議状況及び一般質問等の議会活動を町民に周知することは大変重要なことです。本年度も定例会の内容を中心に４回にわたり「議会だより」を発行し、全戸配付を行いました。

（１３）コミュニティ運動の推進

自治会活動とコミュニティの活性化を推進するため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

・地域自治振興交付金の交付状況：５７自治会、２，８０５，６００円

（１４）コミニュテイ施設の維持管理

地域コミュニティ活動や文化的活動など多様な日常活動の拠点となるニセコ町民センターや各地域コミュニティ施設について、利用者に快適な環境を提供するため、施設の適切な維持管理に努めました。

・施設管理運営事業

対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曽我活性化センター

対象工事等：里見地域コミュニティセンター出窓部分・雪害修繕工事、西富地区町民センター耐震診断委託業務

備品購入：冷蔵庫２台（里見地域コミュニティセンター１台、元町地区コミュニティセンター１台）

（１５）戸籍、住民記録に関する事務

ニセコ町の外国人を除く人口は、自然増減（出生・死亡）が４人の増加、社会増減（転入・転出）も７８人増加し平成２６年度末では前年と比べ８２人増加し４，７５３人となり、多少の増減はあるものの増加傾向となっています。

世帯数も増加傾向ですが、１世帯当たりの人数は２．１１人と大きな変動はありません。

なお、平成２４年の住民基本台帳法の改正により外国人の方も住民基本台帳に登載されていますので、平成２６年度末の人口は合計４，９１４人です。

外国人の方については、倶知安町ひらふ地区を中心とするスキーリゾートにおいて海外からの投資等の影響から、同地区を拠点に様々な活動を展開する在住者が増えています。

ニセコ町でも同様な活動が展開されていることを背景に、平成１８年度以降、急激に増加しており、平成２６年度末では前年と比べ２８人増加し１６１人となっています。

昭和５２年１月以降減少続きであった人口が近年は日本人、外国人を問わず増加傾向となっています。

戸籍に関しては、平成２１年３月から電算化し、平成２６年３月に機器更新と戸籍副本データ管理システムを導入して、戸籍の安全な管理と迅速な戸籍の処理及び証明書発行が可能となり行政サービスの向上が図られています。

・ニセコ町の人口動態

年度末	区分	男	女	計	世帯数
平成２６年	日本人	２，３６１人	２，３９２人	４，７５３人	２，２５０世帯
	外国人	９７人	６４人	１６１人	１１６世帯
	計	２，４５８人	２，４５６人	４，９１４人	２，３６６世帯
平成２５年	日本人	２，３１８人	２，３５３人	４，６７１人	２，１９８世帯
	外国人	８６人	４７人	１３３人	９２世帯
	計	２，４０４人	２，４００人	４，８０４人	２，２９０世帯

（１６）住民基本台帳ネットワークシステム事務

平成１４年８月５日にスタートした住民基本台帳ネットワークは、ニセコ町個人情報保護条例の規定に基づいた情報危機管理のもと、厳格な運用に努めています。

なお、平成１９年度から北海道自治体情報システム協議会で実施したサーバーの共同運用に参加し、維持管理の委託により職員の負担軽減を図っています。

・平成２６年度住民基本台帳カード発行数：６件（累計１８２件）
・公的個人認証の登録件数：６件（累計１４０件、うち平成２６年度に８件を更新）

（１７）町名改正５０周年

昭和３９年に狩太町からニセコ町に町名が改正され、５０年を迎えた１０月１日に記念式を開催しました。「５０年のあゆみ」では、懐かしい写真とともにニセコを振り返り、詩吟やニセコ町の歌の合唱も行われました。また、パネルディスカッションでは、「昔から今、これからのニセコ」をテーマに討論が行われ、歴史を振り返り、先人の思いを後世に伝え、参加者で共有し、未来を語り合う良い機会とすることができました。

行財政

（1）町の税金

平成２６年度分の税の徴収率は、現年度分対前年比は、町民税で１．９０ポイント・固定資産税で０．０３ポイント・軽自動車税で０．３８ポイントの増で、国保税を除く町税全体で０．５５ポイントの増加となりました。国保税は対前年比０．６７ポイントの増加でした。

現年度課税分の全体の収入額は６億７，３６７万円、収納率は９９．１０％で、前年度対比では税収で２，２３６万円の増となり、収納率０．５５ポイントの増となりました。また、滞納繰越分を含めた町税全体でも収入額は６億８，２６０万円、収納率は９６．３６％で、前年対比税収で２４，１３５万円、収納率０．７０ポイントの増となりました。

国民健康保険税では、健康保険分（一般医療分、退職医療分）、後期高齢者支援金、介護納付金の現年課税分の収入額は１億６，８１８万円、収納率は９５．９４％で、前年対比税収で９４３万円、収納率０．６７ポイントの増となりました。

滞納繰越分を含めた全体での収入額は１億７，３９６万円、収納率は８７．５０％で、前年対比は、税収で８２０万円、収納率１．２８ポイントの増となっています。滞納繰越分をあわせた国保税全体の収納率は、４年連続で前年度を上回ることができました。

依然として地方財政は厳しい状況にあり、町税の確実な収納による自主財源の確保が大変重要となっています。町では、税負担の公平性の確保と収納率の向上を目指し、督促・催告の強化、訪問徴収や滞納処分の実施など徹底した収納対策の強化を図っています。また、後志広域連合における、ニセコ町分の税の滞納整理額は、財産や給与、預金の差押え等により１０件で９２２万円となっており、道税との共同の催告、北海道への徴収委託の実施など連携強化を図りさらなる徴収に努めます。

平成２５年度から納付環境の整備を目的にしたコンビニ収納の利用を開始しました。口座振替を除く納付件数は、１２，９８２件で、うちコンビニ利用件数は３，６６１件となりました。

口座振替を除くコンビニ利用率は、２８．２０％という高い数字となりました。土曜日や祝祭日、夜間の利用など納税者の利便性が向上すると共に、本収納が、収納率の向上に繋がっているものと考えています。

（2）役場職員の研修、人材の活用、目標管理

多様化するニーズに迅速に対応し、町民みなさんが主体のまちづくりをさらに進めるためには、専門的知識の習得、職員の資質向上や意識改革を続けていくことが重要です。

ニセコ町のまちづくりに豊かな発想力と多彩な情報、能力をもって対応できる職員の育成を図るため、専門の研修機関での実務研修、自主企画による提案型研修、全職員を対象とした職場研修などを実施しました。

さらに、将来のニセコ町の地域振興を背負って立つ人材育成を目的に、全国の市町

村の地域活性化支援のコーディネーター役として働く職員を内閣官房地域活性化統合事務局へ派遣しています。

（３）公共施設の管理

①旧宮田小学校の改修

国営緊急農地再編整備事業を円滑かつ効率的に行うためには、北海道開発局との連携が必要です。北海道開発局小樽開発建設部の事務所として旧宮田小学校の校舎を活用するため、大規模な改修工事を行いました。

②職員住宅の維持管理

職員住宅は、現在１３戸保有しています。これらの住宅は、建築から３０年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、補修を行うなど良好な維持管理に努めています。また、職員住宅が不足しているため、民間事業者より単身者用住宅６戸を借上げ、住宅不足の解消を図っています。

（４）行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務の多くを処理するコンピュータシステムを安定的に稼動、運用するため、町では、システムの開発や運用を共同で行う、北海道自治体情報システム協議会（町村会情報センター）に加入し、システムの共同調達や開発、運用を効果的に進めています。また、機器類の更新やシステム運用体制の更なる効率化を目指すとともに、災害などの危機状況時にも安定運用を図るため、主なサーバーをデータセンターにおいて運用しています。

平成２６年度においては、庁内グループウェアシステムを更新し、ウェブメール移行により、安定運用の確保が図られました。

新しい基幹業務システム、Ｗｅｂ-ＴＡＷＮへの移行を行いましたが、今後は、同システムの検証と安定的運用の確保に配慮していきます。

また、国の新しい施策である社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の適正な運用開始に向けた調査及び準備を進めています。

この他、国、道、他市町村の機関との総合行政ネットワーク（LGWAN）環境の管理運用を行います。

（５）選挙事務

平成２６年度は、任期満了に伴う農業委員会委員選挙を７月６日に、解散による衆議院議員選挙を１２月１４日に執行しました。投票日前でも投票ができる期日前投票制度の周知を行うなど、有権者のみなさんが投票しやすい環境づくりに努めています。

（６）計画的な行財政運営

財務諸表作成に向けた固定資産台帳の整備を進めています。町の持つ資産（土地・建物・備品など）を統一して台帳化し、新地方公会計（複式簿記）による自治体の財務諸表を作成します。

また、町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助交付金などさまざまな財

源を確保するとともに、過疎債などの有利な借入金の活用に努め、平成２６年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率１４．３％、将来負担比率７５．２％となり、前年度より改善が図られました。今後もなお一層の健全な財政運営に努めていきます。

（７）地籍成果の管理・運営事務経費

平成２２年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い地籍成果管理システムの運用を行っています。データ化することで、地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など地図を使った他業務への活用が行われています。